

積立利率更改型一時払終身保険(23)

積立利率について

※ご加入のタイプによってお取扱いが異なります。

<基本タイプ・積立金定期引出タイプ>

- ご契約の積立利率は、契約日または積立利率計算基準日ごとに設定(更改)されます^(※1)。
(※1) 契約日または積立利率計算基準日に設定される積立利率は、毎月1日と16日に設定されたものが適用され、運用通貨と積立利率適用期間によって異なります。詳しくは、「積立利率適用期間・指標金利について」をご覧ください。
- 契約日または積立利率計算基準日に設定された積立利率は、つぎに到来する積立利率計算基準日の前日まで適用され、この期間(積立利率適用期間)中変更されることはありません。
- 積立利率は、年0.01%が最低保証されます。

<積立金定期引出タイプ>

- 積立金定期引出特約(23)が付加されている場合の積立利率は、定期引出に要する率を差し引いた率となります。したがって、積立金定期引出タイプの積立利率は、基本タイプに比べて低くなります。

積立利率適用期間・指標金利について

運用通貨	契約日または積立利率計算基準日における被保険者の年齢	積立利率適用期間	指標金利 ^(※2)
米国ドル	80歳未満	20年	格付会社によるA格相当以上(A+/A/A-)の信用格付けを有する米ドル建20年社債で構成される債券インデックス(USD US Industrials A+/A/A-20年)の利回り ^(※3)
	80歳以上 91歳未満	15年	格付会社によるA格相当以上(A+/A/A-)の信用格付けを有する米ドル建10年社債で構成される債券インデックス(USD US Industrials A+/A/A-10年)の利回り ^(※3)
	91歳以上	1年	—
豪ドル	91歳未満	10年	残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回り ^(※3)
	91歳以上	1年	—

(※2) 将来の運用情勢の変化により消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、指標金利として用いることが適切でなくなった場合には、ジブラルタ生命は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

(※3) 情報提供機関は、Bloomberg Finance L.P.になります。事業譲渡等によりこの情報提供機関に変更があった場合には、変更後の情報提供機関によるものとします。また、インデックス名称に変更があった場合には、変更後のインデックス名称によるものとします。

ご不明な点はジブラルタ生命コールセンターへお問い合わせください。
この商品には為替リスクやご契約にかかる費用などのご注意いただきたい事項があります。
詳しくは、3ページ以降をご確認ください。

積立利率の計算方法について

●積立利率は、契約日または積立利率計算基準日に応じたつぎの利率とします。

<積立利率適用期間: 10年、15年、20年の場合>

米国ドル建・豪ドル建のご契約	基準利率の±1.5%の範囲内でジブラルタ生命が定める利率－(災害死亡保障費率＋新契約費率＋維持費率)
----------------	--

<積立利率適用期間: 1年の場合>

米国ドル建・豪ドル建のご契約	ジブラルタ生命所定の利率－(災害死亡保障費率＋新契約費率＋維持費率)
----------------	------------------------------------

※積立利率更改時の被保険者の年齢が91歳以上の場合には、積立利率適用期間が1年となり、一般的に被保険者の年齢が91歳未満の時に適用されていた積立利率より低くなります。

●積立利率の上限、下限は以下のとおりです。

積立利率の上限	(米国債の利回りの平均値＋2.0%)－(災害死亡保障費率＋新契約費率＋維持費率)
積立利率の下限	0.01%

※上限は米国ドル建(積立利率適用期間: 15年、20年)のご契約に設定されます。

●積立利率の計算方法に記載のある用語説明は、以下のとおりです。

基準利率	契約日または積立利率計算基準日	基準利率
	1日～15日	契約日または積立利率計算基準日の属する月の前月26日 ^{(*)1} の直前5日 ^{(*)2} 分の指標金利の平均値
	16日～末日	契約日または積立利率計算基準日の属する月の当月11日 ^{(*)1} の直前5日 ^{(*)2} 分の指標金利の平均値
災害死亡保障費	災害死亡保障に備えるための費用	
新契約費・維持費	保険契約の締結および維持に必要な費用	
米国債の利回り	積立利率適用期間	米国債の利回り ^{(*)3}
	20年	残存期間20年の米国債の流通利回り ^{(*)4}
	15年	残存期間10年の米国債の流通利回り ^{(*)4}
米国債の利回りの平均値	契約日または積立利率計算基準日	米国債の利回りの平均値
	1日～15日	契約日または積立利率計算基準日の属する月の前月26日 ^{(*)1} の直前5日 ^{(*)2} 分の米国債の利回りの平均値
	16日～末日	契約日または積立利率計算基準日の属する月の当月11日 ^{(*)1} の直前5日 ^{(*)2} 分の米国債の利回りの平均値

(*)1 その日が休業日の場合は、直後の営業日とします。

(*)2 米国ドル建の場合は、指標金利および米国債の利回りの取得が可能な直前5日間とします。

豪ドル建の場合は、指標金利の取得が可能な直前5日間とします。

(*)3 米国債の利回りが将来の運用情勢の変化により消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、積立利率の上限の基準として用いることが適切でなくなった場合は、ジブラルタ生命は、主務官庁の認可を得て、積立利率の上限の基準およびその計算をこの保険の運用対象と連動するものに変更することがあります。この場合、積立利率の上限の基準およびその計算を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

(*)4 情報提供機関は、Bloomberg Finance L.P.になります。事業譲渡等によりこの情報提供機関に変更があった場合には、変更後の情報提供機関によるものとします。

○為替リスクについて

この保険は運用通貨が外貨の場合、外貨を円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等(外貨)を円換算した金額がお払込みいただいた一時払保険料相当額(円)を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。

- ・この保険にかかる為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。
- ・為替相場に変動がない場合であっても、為替交換手数料分のご負担が生じるため、お受取りになる円換算の金額がお払込みになった一時払保険料相当額(円)を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。

○ご契約にかかる費用について

●積立利率について

- ・基本タイプの積立利率は、ジブラルタ生命所定の率から保険関係費用を差し引いた利率となります。保険関係費用とは、災害死亡保障費率や保険契約の締結・維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率をいいます。
- ・積立金定期引出タイプの積立利率は、基本タイプの積立利率から定期引出に要する率を差し引いた利率となります。したがって、積立金定期引出タイプの積立利率は、基本タイプと比べて低くなります。

保険関係費用	運用通貨	積立利率適用期間	
		1年超	1年
すべての契約に含まれるもの 災害死亡保障費率・新契約費率・維持費率	米国ドル	1.30%	保険関係費用は、積立利率の設定のたびに変わる可能性があるため、一律に記載することができません。
	豪ドル		
積立金定期引出特約(23)を付加した場合 (上記に加えて)定期引出に要する率	米国ドル	0.10%	
	豪ドル		

●外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

【円で保険料等をお払込みいただく場合の費用】

- ・ジブラルタ生命所定の為替レートには、以下の為替交換手数料が含まれています。
[米国ドル:0.5円/1米国ドル 豪ドル:0.5円/1豪ドル]^(*1)

【円で保険金・定期引出金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】

- ・ジブラルタ生命所定の為替レートには、以下の為替交換手数料が含まれています。
[米国ドル:0.01円/1米国ドル 豪ドル:0.03円/1豪ドル]^(*1)

【外貨で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】

- ・お取扱いの金融機関により、ジブラルタ生命が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料が必要な場合があります。(金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。)

●年金支払期間中に年金で受取る場合にご負担いただく費用

- ・年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%^(*1)を年金支払日の年金原資から控除します。
※年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)、介護年金移行特約および遺族年金特約によるお取扱いです。

●解約(減額)の際にご負担いただく費用

- ・契約日から経過10年未満に解約(減額)された場合、解約(減額)する積立金額から経過年数に応じた所定の金額(解約控除)をご負担いただきます。

(*1)2023年10月20日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。

○解約返戻金について

この保険は運用資産（債券等）の価値の変化を解約返戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場価格調整を行い、解約返戻金は増減することがあります。（「適用されている積立利率を計算するための基準利率」が、「解約日（減額日）」に適用される積立利率を計算するための基準利率+Aより高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。）また、契約日から経過10年未満で解約（減額）する場合は、解約控除がかかります。したがって、これらの市場価格調整や解約控除により、解約返戻金は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。

○解約返戻金の計算方法

<市場価格調整が行われないケース>

- ・積立利率計算基準日に解約（減額）される場合
- ・積立利率適用期間が1年の期間に属する日に解約（減額）される場合

$$\text{解約返戻金額} = \text{積立金額}$$

<解約控除のほかに市場金利を反映した市場価格調整が行われるケース>

- ・上記以外の場合

$$\text{解約返戻金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{①市場価格調整率} - \text{②解約控除率})$$

①市場価格調整率 (MVA=Market Value Adjustment)

- ・市場価格調整率とは、解約または基本保険金額の減額時に、そのときの市場金利に応じて解約返戻金額を調整するための比率です。
- ・この市場価格調整率により、この保険契約に「適用されている積立利率を計算するための基準利率」が「解約日（減額日）」に適用される積立利率を計算するための基準利率+Aより高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。
- ・一般に公社債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率を計算するための基準利率}^{(*1)}}{1 + \text{解約日（減額日）に適用される積立利率を計算するための基準利率}^{(*2)} + A^{(*3)}} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{(*4)}}{12}}$$

- (*1) 解約日（減額日）の属する積立利率適用期間中の、この保険契約に適用されている積立利率を計算するための基準利率
- (*2) 解約日（減額日）を契約日として、この保険契約の積立利率適用期間と同一の積立利率適用期間の新たな保険契約を締結すると仮定した場合の、その新たな保険契約の契約日における積立利率を計算するための基準利率
- (*3) 基準利率を用いて積立利率を設定する日と解約日（減額日）の間に生じる金利の変動や、債券等運用資産の売却にかかる取引費用に備えるためにジブラルタ生命が定めた率になります（ご契約時には定まっていません）。「A」は0.00%以上0.10%以下の範囲内で設定されます。
- (*4) <積立利率適用期間：10年、15年、20年の場合>
解約日（減額日）からその日を含めて、直後に到来する積立利率適用期間の満了日までの月数（月数未満切上げ）に以下の係数を乗じた月数

運用通貨	積立利率適用期間	係数	運用通貨	積立利率適用期間	係数
米国ドル	20年	0.80	豪ドル	10年	0.90
	15年	0.70			

- ※基準利率およびAについては、ジブラルタ生命のホームページをご覧ください。
- ※市場価格調整率の上限・下限はありません。ただし、解約返戻金がゼロを下回ることがありません。
- ※市場価格調整率について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

②解約控除率

- ・契約日からの経過年数が10年未満の解約（減額）の場合、解約（減額）する積立金に対し経過年数に応じた所定の解約控除率を適用します。
- ・解約控除率は契約日から10年経過すると0になります。

	契約日からの経過年数 ^(*5)									
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
米国ドル 豪ドル	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%

- (*5) 経過年数とは、契約日からその日を含めて解約日（減額日）までの年数をいいます。